

令和5年 第5回

仙北市農業委員会総会議事録

令和5年5月10日(水)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和5年5月10日(水)午前9時～

2. 開催場所 仙北市役所角館庁舎 1階101・102号室

3. 出席農業委員 (14人)

1番	佐藤	和	2番	佐藤	孝典
3番	草薨	良孝	5番	小玉	均
6番	佐藤	一也	7番	大石	知
8番	小田嶋	比左子	9番	千葉	智永
10番	藤村	紀章	11番	青柳	良信
12番	門脇	博美	14番	高橋	政敏
16番	眞崎	純孝	17番	藤村	隆清

4. 欠席委員 (3名)

4番	鈴木	八寿男	13番	齋藤	瑠璃子
15番	荒木田	浩生			

5. 議事日程

- 第1 開会宣言
- 第2 会長挨拶
- 第3 議事録署名員並びに会議書記の指名
- 第4 会務諸報告
- 第5 1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出
について

(2) 農地の転用事実に関する照会書に対する回答について

(3) 農地改良届申請について

2. 議事

(1) 議案第16号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第17号

農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第18号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(4) 議案第19号

農用地の買入協議に係る要請について

(5) 議案第20号

農地法改正に伴う農地の下限面積(別段面積)要件の廃止について(仙北市内全域に設定した農地)

(6) 議案第21号

農地法改正に伴う農地の下限面積(別段面積)要件の廃止について(空き家に付属した農地)

(7) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 阿部 聡 参事 桎尾 健

主査 竹下 義博

7. 書記

主査 竹下 義博

8. 議事録署名員

2番 佐藤 孝典 3番 草薨 良孝

9. 会議の概要

職務代理 これより第5回仙北市農業委員会総会を開催致します。今回も会長に代わり進行を務めます。よろしくお願いいたします。

議長 本日の出席委員は14名、欠席委員は3名です。よって本委員会は定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。(9時)

議長 議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてもよろしいでしょうか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは議事録署名員に2番佐藤委員、3番草薨委員を指名します。会議書記は竹下主査を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行致します。ご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。それでは日程4会務諸報告をお願いします。

阿部局長 《会務諸報告の朗読及び内容説明》(9時4分)

議長 ありがとうございました。それでは日程5報告に入ります。事務局よりお願い致します。

阿部局長 《(1)農地法第3条の3第1項(相続等による取得)による届出について》

桎尾参事 《(2)農地の転用事実に関する照会書に対する回答について》

《(3)農地改良届申請について》

議長 それでは議事に入ります。議案第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾参事 それでは議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大、備考欄に記載のとおり、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大、備考欄に記載のとおり、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転の案件となります。譲渡人は〇〇県〇〇市在住の〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇在住の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大、備考欄に記載のとおり、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。補足説明になりますが、譲受人につきましては相続により農地を取得し、週に3日ほどこちらに滞在しております。また経営については譲受人の会社の方により農作業等が行われるとのことでした。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条有償移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇

榎尾参事 地区の〇〇さん、譲受人は整理番号3番と同じく〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大、備考欄に記載のとおり、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は相手方の要望、新規就農、備考欄に記載のとおり、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条有償移転の案件となります。譲渡人は〇〇県〇〇市在住の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は財産処分、経営規模の拡大、備考欄に記載のとおり、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号7番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転の案件となります。譲渡人は持分2分の1、〇〇〇〇市在住の〇〇さん、同じく持分2分の1、〇〇〇〇在住の〇〇さん、譲受人は整理番号6番と同じく〇〇さんとなります。申請事由は財産処分、経営規模の拡大、備考欄に記載のとおり、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条有償移転の案件となります。譲渡人は〇〇〇〇在住の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は財産処分、経営規模の拡大、備考欄に記載のとおり、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

榎尾参事 整理番号9番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、3条無償移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は平成〇〇年度に農地の売買を行った際に地番の記載漏れがあり、所有権移転登記が未了であったことから、土地名義の適正化を行うとのことです。

整理番号10番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、3条無償移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんとなります。申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号11番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条使用貸借の新規案件となります。貸付人は公益社団法人秋田県農業公社、借受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は公社特例事業に係る使用収益権の設定による貸付及び借受となります。備考欄に記載のとおり、期間は〇〇年間となります。

整理番号12番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、3条使用貸借の更新案件となります。貸付人は〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は経営移譲年金受給のため、経営承継となります。期間については、備考欄に記載のとおり、〇〇年間となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番について、10番藤村委員よりお願いします。

10番藤村 《現地確認報告》

議長 次に整理番号2番については、私が行います。

14番高橋 《現地確認報告》

議長 次に整理番号3番、4番及び9番について、事務局よりお願いします。

榎尾参事 《現地確認報告》

議長 次に整理番号5番について、16番眞崎委員よりお願いします。

16番眞崎 《現地確認報告》

議長 次に整理番号6番、7番、10番について、2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 《現地確認報告》

議長 次に整理番号8番について、3番草薢委員よりお願いします。

3番草薢 《現地確認報告》

議長 次に整理番号11番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉 《現地確認報告》

議長 整理番号12番については更新案件ですので、現地確認報告は省略します。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

1番佐藤 整理番号5番の新規就農について、詳細を教えてください。

榎尾参事 《譲受人(新規就農者)に関する状況説明》

7番大石 暫時休憩を求めます。

議長 暫時休憩とします。(9時30分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時38分)

ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第16号農地法第3条の規定による許可申請に

議長 ついては、許可とすることに決定します。(9時40分)

『異議無し』の声あり

議長 次に議案第17号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

議長 異議無しと認めます。議案第17号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当とすることに決定します。(9時52分)

樫尾参事 それでは議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番までは関連がありますので一括で説明を致します。

議長 次に議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

整理番号1番から3番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、整理番号1番は田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、整理番号2番は田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、整理番号3番は田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、全ての合計面積は〇〇㎡となります。1番から3番については賃貸借案件となります。整理番号1番、賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、整理番号2番は〇〇県〇〇市在住の〇〇さん、整理番号3番は西木町〇〇地区の〇〇さんです。賃借人は〇〇となります。一時転用の目的は運輸通信用地、内容につきましては、送電線鉄塔立替工事に係る工事用地となります。工事用地の内容は、周辺への保安地・資材置場・ハリポートなどになります。一時転用期間につきましては、許可日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとなります。内容の説明は以上です。

竹下主査 議案第18号について説明致します。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇・〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、公社特例売買事業の所有権移転売買案件となります。譲渡人は〇〇県〇〇市在住の〇〇さん、譲受人は公益社団法人秋田県農業公社です。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。備考欄に記載してますとおり、2名の方が〇〇年間、〇〇年間の支払いでの買受予定となっております。

議長 説明が終わりました。ここで現地確認報告を12番門脇委員よりお願いします。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区・〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

12番門脇 《現地確認報告》

整理番号3番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見、ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の売買案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、1

議長 無いようですので、このとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

竹下主査 0a当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は田沢湖〇〇・〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は〇〇県〇〇市の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は整理番号5番と同じく〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号8番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号9番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号10番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、

竹下主査 期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号11番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号12番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡のうち〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は整理番号11番と同じく〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号13番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号14番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は西木町〇〇地区の有限会社〇〇です。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号15番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、期間は〇〇年間、10a当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号16番から66番までは賃他借等の再設定案件となりますので、説明は割愛させていただきます。

竹下主査 　　また整理番号67番から75番までについては、農地中間管理事業による賃貸借権等の案件になります。先月開催されました農用地利用調整会議にて承認頂きました案件となりますので、こちらも説明を割愛させていただきます。説明は以上となります。

議　　長　　説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番及び7番について、1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤　　《現地確認報告》

議　　長　　次に整理番号2番、4番及び9番について、3番草薨委員よりお願いします。

3番草薨　　《現地確認報告》

議　　長　　次に整理番号3番、12番及び74番について、事務局よりお願いします。

竹下主査　　《現地確認報告》

議　　長　　次に整理番号5番及び6番について、16番眞崎委員よりお願いします。

16番眞崎　　《現地確認報告》

議　　長　　次に整理番号8番については、私が行います。

14番高橋　　《現地確認報告》

議　　長　　次に整理番号10番及び13番について、5番小玉委員よりお願いします。

5番小玉　　《現地確認報告》

議　　長　　次に整理番号11番、70番、71番、72番及び73番については、11番青柳委員よりお願いします。

11番青柳　　《現地確認報告》

議　　長　　次に整理番号14番、75番について、12番門脇委員よりお願いします。

12番門脇　　《現地確認報告》

議　　長　　次に整理番号15番について、事務局よりお願いします。

竹下主査　　《現地確認報告》

議　　長　　次に整理番号67番及び68番について、7番大石委員よりお願いします。

7番大石　　《現地確認報告》

議　　長　　次に整理番号69番について、10番藤村委員よりお願いします。

10番藤村　　《現地確認報告》

議　　長　　整理番号16番から61番については、再設定案件ですので現地確認報告は省略します。

議　　長　　現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議　　長　　無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議　　長　　異議無しと認めます。議案第18号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてはこの策定を適正と認め、承認することに決定します。(10時17分)

議　　長　　次に議案第19号農用地の買入協議に係る要請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

竹下主査　　議案第19号について内容の説明を致します。今回所有権移転に係る申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法当の一部を改正する法律附則第3条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により、秋田県農業公社による買入協議を仙北市長に対して要請することについて意見の決定を求めるものであります。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権を移転する者は角館町〇〇地区の〇〇さんで

竹下主査 す。契約内容につきましては、農業公社買入協議による売買となります。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権を移転する者は西木町〇〇地区の〇〇さんです。契約内容につきましては、整理番号1と同じく農業公社買入協議による売買となります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり承認することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第19号農用地の買入協議に係る要請については承認することに決定します。(10時22分)

議長 次に議案第20号農地法改正に伴う農地の下限面積(別段面積)要件の廃止について(仙北市内全域に設定した農地)及び議案第21号農地法改正に伴う農地の下限面積(別段面積)要件の廃止について(空き家に付属した農地)について、関連がありますので一括上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 それでは議案第20号、第21号につきまして内容の説明を致します。令和4年4月1日から農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行され、農地法第3条許可要件の一つである下限面積要件が廃止されることとなります。本要件が廃止されることにより新規就農などによる小規模の農地取得が可能となります。但し取得要件は維持されており、全ての取得要件を満たしていることが必要となります。このことから仙北市において、平成28年5月11日付けで下限面積について50aから10aへの別段面積の変更

樫尾参事 を行う告示していることから、別段の下限面積設定を廃止する必要性があり、議案第20号で下限面積要件の廃止について審議を求めるものであります。また議案第21号については、平成29年8月7日付けで空き家に付属した農地の下限面積の別段面積の設定を行っており、同様な理由からの廃止についての審議を求めるものであります。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、このとおり下限面積要件について廃止することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第20号農地法改正に伴う農地の下限面積(別段面積)要件の廃止について(仙北市内全域に設定した農地)及び議案第21号農地法改正に伴う農地の下限面積(別段面積)要件の廃止について(空き家に付属した農地)については、このとおり廃止することに決定します。(10時26分)

議長 予定議案が終了しました。次に協議・連絡事項に入ります。事務局より説明をお願いします。

樫尾参事 協議事項 令和5年度県選出国會議員要請集会における要請事項について

協議事項 令和6年度農林関係税制改正の要望事項について

阿部局長 連絡事項 (1)今後の日程について

○5月25日(木)午前9時～

農用地利用調整会議

仙北市役所角館庁舎 101・102会議室

○6月9日(金)午前9時～

農業委員会総会

仙北市役所角館庁舎 101・102会議室

議長 これです令和5年第5回仙北市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様
でした。(10時36分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、署名する。

令和5年5月10日

議長

署名員 2番

署名員 3番
